暮らしの中の法律をわかりやすくお届けします。



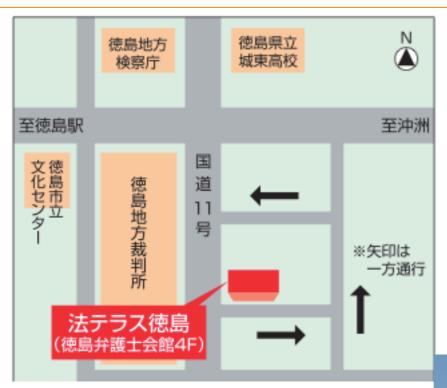
「法テラス」は、すべての人が、人として大切にされるために設立された 「法律相談★総合案内所」です。

- ①どこにある?②どんな相談ができる?③相談したあと、どうなる?
- ④お金がなくても、助けてもらえる? ⑤家族に知られたくない場合は?

法テラス利用ガイド

交通事故、借金、自己破産、離婚、相続、遺言など、法律が関係してくる問題は、 意外に多いもの。こんなとき、一緒に対策や解決法を探ってくれる法律家ほど 心強い存在はありません。法テラスは、あなたの味方になって知恵を絞って くれる、法律家を紹介する総合案内所です。

21 どこにあるの?



法テラス徳島 ☎0503383-5575

〒770-0855 徳島市新蔵町1-31 徳島弁護士会館4F

- 相談/毎週月~金曜日 15:00~16:00
- 予約/事前電話予約制
- ●相談の種類
- 一般相談(離婚、相続、損害賠償、金銭トラブル 不動産など民事全般)
- クレジット・サラ金相談



弁護士会館の4階

にあります。

徳島県においては、徳島弁護士会館4階にございます。 外の県につきましても、インターネットで検索すれば、 すぐにわかると思います。

法テラスでは、相談内容に応じた一般的な法制度や手続きのご案内と、相談窓口のご紹介をしています。法律の制度や手続に関する情報提供については、料金はかかりません。

ただし、法律に関する相談でないと十分な情報提供はできませんので、その点ご留意ください。また法テラスでは特定の弁護士や司法書士事務所を紹介しているわけではありませんので、その点もご注意ください。

ここがポイントです!

裁判所のすぐ近くにあります! こちらは、法テラスが入っている建物 (徳島弁護士会館)の外観。



法テラス利用ガイド

交通事故、借金、自己破産、離婚、相続、遺言など、法律が関係してくる問題は、 意外に多いもの。こんなとき、一緒に対策や解決法を探ってくれる法律家ほど 心強い存在はありません。法テラスは、あなたの味方になって知恵を絞って くれる、法律家を紹介する総合案内所です。

2 どんな相談ができるの?

離婚

慰謝料請求

未払い給与の請求

債務整理

損害賠償

借金

交通事故

A

お困りの事を なんでもお話し下さい

法的トラブルの具体例としては、たとえば、「離婚に際して慰謝料請求をしたい」「未払いの給与を請求したい」「お金を借りたが返済が困難なので債務整理をしたい」などがあります。現在お困りの問題が法的トラブルかどうかわからない方も、お気軽にお問い合わせください。また、情報管理も徹底されており、相談したことの秘密も当然守られます。また、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料の法律相談を行います。無料の法律相談を利用するには、「収入が一定額以下である」などの条件を満たすことが必要なため、申込みの際には収入や家族構成などを伺います。(資力要件については次ページで説明します)

一定の要件を満たせば、 無料で法律相談も受けられます。



法テラス利用ガイド

3 相談したあと、 どうなるの?

相談後は、いよいよ援助スタート! ホームページには、いろんな事例が載っています。

ホームページ



http://www.houterasu.or.jp/

- よくある質問とその答え(FAQ)や、 相談窓口情報を検索できます。
- 電子メールによるお問い合わせを 受け付けています。

交通事故、借金、自己破産、離婚、相続、遺言など、法律が関係してくる問題は、 意外に多いもの。こんなとき、一緒に対策や解決法を探ってくれる法律家ほど 心強い存在はありません。法テラスは、あなたの味方になって知恵を絞って くれる、法律家を紹介する総合案内所です。

A

弁護士が受任すれば、 援助が始まります。

弁護士に相談した後は、各弁護士の判断で受任するかどうかを決定することになります。無料相談は3回まで可能ですので、自分に合う弁護士を探してみるとよいでしょう。また、徳島弁護士会の多くの弁護士は法テラスと契約をしている契約弁護士ですので、直接弁護士事務所に申し込みをして、「法テラスを使いたい。」といえば、法テラスを使っての無料法律相談をその弁護士事務所で行えます。むろん、当事務所の弁護士も法テラスと契約をしている弁護士ですので、相談の際「法テラスを使いたい。」とおっしゃっていただければ、簡単な収入確認をさせていただいて当事務所で無料の法律相談ができます。

当事務所でも、法テラスを利用した 無料の法律相談が受けられます。



法テラス利用ガイド

4 お金がなくても 助けてもらえる?



交通事故、借金、自己破産、離婚、相続、遺言など、法律が関係してくる問題は、 意外に多いもの。こんなとき、一緒に対策や解決法を探ってくれる法律家ほど 心強い存在はありません。法テラスは、あなたの味方になって知恵を絞って くれる、法律家を紹介する総合案内所です。



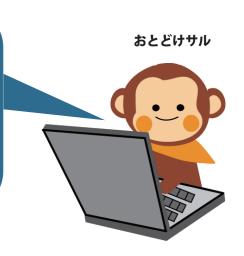
もちろんです。弁護士費用は、

月額5000円から分割払いできます。

法テラスでは、民事の法律扶助といって②であげた収入要件・資産要件が基準を下回った場合、通常の弁護士費用より安くかつ分割で(月々5000円あるいは10000円の支払いというのが一般的です。)支払うことができます。また、生活保護を受給されている場合や収入が極端に少ない場合は、分割の支払いを猶予してもらうことも可能です。なお、法テラスを使って事件を弁護士に委任する場合、その場合には弁護士との契約ではなく、法テラスとの契約となりますので、契約書も法テラスの様式となります。費用についても、申し込まれた方は郵便局の通帳を作成していただき、郵便局からの通帳の引き落としとなります。 もっとも、事件を受任するかどうかについては、契約弁護士個々の判断となることは、③の質問で述べたとおりです。

ここがポイントです!

法テラスを利用すると 弁護士費用も安くなり、 分割払いも可能です。



法テラス利用ガイド

交通事故、借金、自己破産、離婚、相続、遺言など、法律が関係してくる問題は、 意外に多いもの。こんなとき、一緒に対策や解決法を探ってくれる法律家ほど 心強い存在はありません。法テラスは、あなたの味方になって知恵を絞って くれる、法律家を紹介する総合案内所です。

り
 多家族に知られたく
 ない場合は?





できるだけ、配慮します。

相談あるいは事件の委任自体を家族に知られたくない場合もあると思います。その場合は、法テラスや担当弁護士に直接その旨述べてください、そうすれば、書類を直接家族のいる御自宅に送ることはしません。ただその場合、お渡しする資料等があればその都度事務所まで取りに来ていただく必要があります。また、相談は別として事件の委任を行う場合、委任する手続あるいは内容によっては、家族に知られないという前提で手続を進めてよい場合と進めて好ましくない場合もございますので、その点についても担当弁護士さんとよく相談して指示にしたがっていただければと思います。

ここがポイントです!

書類を自宅に送ったり、 自宅への電話を控えます。



法テラス利用ガイド

交通事故、借金、自己破産、離婚、相続、遺言など、法律が関係してくる問題は、 意外に多いもの。こんなとき、一緒に対策や解決法を探ってくれる法律家ほど 心強い存在はありません。法テラスは、あなたの味方になって知恵を絞って くれる、法律家を紹介する総合案内所です。

収入や資産についての条件

収入要件とは

- ① 申込者及び配偶者(以下、「申込者等」)の手取り月収額(賞与を含む)が下表の基準を満たしていることが要件となります。
- ② 離婚事件などで配偶者が相手方のときは収入を合算しません。

人	、数	手取月収額の基準	家賃又は住宅ローンを負担している場合に 加算できる限度額 注
1	人	18 万 2,000 円以下 (20 万 200 円以下)	4万1,000円以下 (5万3,000円以下)
2	人	25 万 1,000 円以下	5万3,000円以下
		(27万6,100円以下)	(6万8,000円以下)
3	人	27 万 2,000 円以下 (29 万 9,200 円以下)	6万6,000円以下 (8万5,000円以下)
4	人	29 万 9,000 円以下 (32 万 8,900 円以下)	7万1,000円以下 (9万2,000円以下)

• 注:申込者等が、家賃又は住宅ローンを負担している場合、基準表の額を限度に、負担額を基準に加算できます。居住地が東京都特別区の場合、()内の基準を適用します。

資産要件とは

- ① 申込者及び配偶者(以下、「申込者等」)の保有する現金及び預貯金が下表の基準を満たしていることが要件となります。
- ② 離婚事件などで配偶者が相手方のときは資産を合算しません。

	人数	現金・預貯金合計額の基準 注1	
	1人	180 万円以下	
<	2人	250 万円以下	
	3人	270 万円以下	
	4人以上	300 万円以下	

• 注1:3ヶ月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。

その確認は、口頭で行います。

※たとえば収入が、夫婦で手取り251000円以下、資産250万円以下なら 法テラスの法律扶助制度(無料相談、弁護士費用の立て替え等)を利用できます。

うずしお NEWS

~今月は、私のこころに響いた名言をご紹介します~

与えれば、与えられます。 奪えば、奪われます。 あなたの姿は、まわりの人のなかにあります。 あなたがあたたかな人であれば、 まわりの人は、あたたかな人になります。 あなたがまわりの人を好きになれば、 あなたは、まわりの人に好かれます。 まわりの人を変えようと思うあまり疲れていませんか。 それよりも先に、自分を変えましょう。 あなたの考え方が変われば、まわりの人も変わるのです。

【夢をかなえる!「実現」の心得90 中井俊已】

(6月23日の瀧誠司フェイスブックページより転載)

瀧 誠司

経歴

昭和50年12月1日生まれ 生後すぐ鳴門市で生活

鳴門市第一小学校→鳴門教育大学学校教育学部附属中学→徳島市立高校理数科を経て、

平成12年3月 東京大学法学部卒業

司法試験合格 平成14年10月

平成15年4月~平成16年9月 司法修習生(第57期 広島) 平成16年10月~ 徳島弁護士会登録 あわ共同法律事務所で執務

平成23年12月19日 うずしお法律事務所を設立

取扱業務

貸金・不動産・交通事故等民事全般、離婚・相続等家事全般、 労働事件 刑事事件(少年事件を含む)、破産等債務整理 (特に離婚・相続、労働事件の業務を数多く経験しております)

その他

- ●平成22年4月から平成23年3月まで
- 「おはようとくしまプラス」 週1回レギュラーとして出演
- ●平成23年4月~現在 徳島大学非常勤講師(「憲法と人権」担当)
- ●平成22年4月~現在 鳴門市「心配ごと相談」として

鳴門市社会福祉協議会で無料法律相談を実施中(月1回)

事務所 MAP



パシフィックハーバー近くの ローソン向かい。「鳥兄弟」のお隣です!

うずしお法律事務所

25 / 088-678-9222

徳島市中洲町3丁目 19–1 里見ビル 101 号 FAX / 088-678-9223 e-MAIL / info@uzushio-law.jp

~弁護士の日常を綴っています。ぜひご覧ください~

ホームページ

http://www.uzushio-law.jp







http://www.facebook.com/seiji.taki

